

大分類 E 製造業①<素材系業種>に係る論点メモ

論点1 原材料及び製造方法が異なるが、用途が同じと考えられる生産物について<別紙1参照>

今回の案では、工業統計において製造方法や原材料が異なるため別の品目として設定されているものについて、別の生産物として仮に設定しているものがあるが、生産物分類では用途又は質が同じものは1つの生産物として統合して設定することとしており、この方針に沿って今後整理したいと考えている。このことは妥当か。また、その場合、具体的にどのような点に着目して整理を行うべきか。

(例1) 素材の違いにより区分されている工業統計品目

- ・ 履物 「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「革製履物」、「繊維製履物」、「木製履物」
- ・ 手袋 「ゴム手袋」、「革製手袋」
- ・ 台所用品・食卓用品 「プラスチック製日用雑貨・食卓用品」、「ガラス製台所用品・食卓用品」、「食卓用・厨房用陶磁器」、「台所・食卓用ほうろろ鉄器」
- ・ 机・テーブル・いす: 「木製机・テーブル・いす」、「金属製机・テーブル・いす」

(例2) 製造方法の違いにより区分されている工業統計品目

- ・ 「合成・回収硫酸アンモニウム」、「副生硫酸アンモニウム」
- ・ 「金地金」(第1次製錬・精製品)、「金再生地金、金合金」(第2次製錬・精製品)

論点2 生産動態統計の商品分類の採用の在り方について

原案では、工業統計の商品分類より詳細に設定されている生産動態統計の商品分類について、用途の区分がされている品目又は産業連関表の推計に利用されている品目を採用しているが妥当か。

(例)

一般インキ(資料1-1の19ページ)は、工業統計では1品目であるが、生産動態統計においては「平版」、「凸版」、「金属印刷」など印刷機の種類で区分され、必ずしも用途の違いとは言えないが、産業連関表の推計では細分類(10桁)の生産額推計に利用されている。

論点3 生産物分類における製造品、賃加工の区分について<別紙2参照>

- (1) 工業統計調査における「製造品出荷額」には、①自社製造品、②自己所有の原材料等を他企業に無償支給して製造させた製品(ファブレス等)、③他社からの委託により自己調達 of 原材料等に加工処理を行い納品する製品(OEM等)があるが、生産物分類において、これらの①~③の製造形態の違いを区分して設定すべきか。
- (2) 工業統計調査の商品分類に基づく賃加工は、概ねJSIC4桁ベースで設定されており、その分類数は555であるが、収入額や産出事業所数が極めて少ないものがある。また、賃加工には、加工処理など製造工程の一部を請け負うものと、完成品までの製造を一貫して請け負うものがある。

このような状況を踏まえ、賃加工の見直しを検討する必要があるが、その際、どのような考え方により見直しを行うべきか。

論点4 その他の課題について

生産物分類案の以下の課題について、留意すべき事項はあるか。また、この他に留意すべき事項はあるか。

- (1) 統合分類は適切に区分されているか(工業統計をベースに設定)。
- (2) 詳細分類に追加・修正すべき区分はあるか(工業統計をベースに生産動態統計や HS などを参考に設定)。
- (3) 設定が必要な副業があるか。その根拠や理由は何か。
- (4) 工業統計をベースに設定したことによる国際分類との比較性に支障はないか(策定方法そのものに問題はないか)。
- (5) 鉄鋼業について、日本標準産業分類(JSIC)に準拠している工業統計では、設備や工程に着目した特殊格付となっていることから、生産動態統計をベースに設定しているが支障はないか。

論点1 履物の生産物分類について(案)

<原案>

(統)革製履物

(詳) 紳士用革靴(23cm以上)

婦人用・子供用革靴

運動用革靴

作業用革靴

その他の革製靴

その他の革製履物

(統)ゴム製履物・同附属品

(詳) 地下足袋

ゴム底布靴

総ゴム靴

ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)

ゴム製履物用品

(統)プラスチック製履物・同附属品

(詳) プラスチック製靴

プラスチック製サンダル

プラスチック製スリッパ

その他のプラスチック製履物、同附属品

(注) 工業統計では上記のほか、「繊維製履物」、「木製履物」が設定されている。

<変更案1;用途に着眼>

(統)靴・履物の完成品(材質を問わない)

(詳) 紳士用(23cm以上)靴・履物

婦人用・子供用靴・履物

運動用靴・履物

作業用靴・履物

その他の靴・履物(紳士用、婦人用、子供用、運動用、作業用を除く)

(統)履物の部分品

(詳) 履物用品、履物用材料、同附属品(ゴム製)

履物用品、履物用材料、同附属品(革製)

履物用品、履物用材料、同附属品(ゴム製、革製を除く)

<変更案2:材質・形状に着眼>

(統)靴・履物の完成品

(詳) 革製靴・履物

ゴム製靴・履物

繊維製靴・履物

その他の靴・履物(革製、ゴム製、繊維製を除く)

(統)履物の部分品

(詳) 履物用品、履物用材料、同附属品(ゴム製)

履物用品、履物用材料、同附属品(革製)

履物用品、履物用材料、同附属品(ゴム製、革製を除く)

【参考1】工業統計調査の商品分類

- 118913 繊維製履物<繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等>
- 129915 木製履物(台を含む)<げた、サンダル等>
- 192111 地下足袋
- 192112 ゴム底布靴
- 192113 総ゴム靴
- 192114 ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)
- 192115 ゴム製履物用品<ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう(甲)等>
- 192211 プラスチック製靴<合成皮革靴、プラスチック成型靴等>
- 192212 プラスチック製サンダル<ヘップサンダル、ハックレスサンダル、プラスチック製射出成型サンダル等>
- 192213 プラスチック製スリッパ
- 192219 その他のプラスチック製履物、同附属品<プラスチック製草履等>
- 203111 革製履物用材料、同附属品<甲、靴底、かかと等>
- 204111 紳士用革靴(23cm以上)
- 204112 婦人用・子供用革靴
- 204113 運動用革靴<登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴>
- 204114 作業用革靴<保安靴、耐電靴、耐酸靴等>
- 204119 その他の革製靴<一部革製の靴等>
- 204129 その他の革製履物<革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等>

【参考2】履物に関する国際分類の状況

(NAPCS及びアメリカ経済センサス調査品目)

14101010102	履物、靴用アクセサリ
2005250000	幼児用を除く、ゴム製及びプラスチック製の履物(ゴム製又はプラスチック製の靴底をゴム、プラスチック製、又は布製の甲革に固定したものを含む)の製造
2005275000	運動用を除く男性用履物(サイズ6以上のもの)の製造
2005300000	運動用を除く女性用履物(サイズ4以上のもの)の製造
2005325000	乳児用の履物の製造
2005325003	乳児用ゴム製及びプラスチック製の履き物(ゴム製又はプラスチック製の靴底をゴム、プラスチック製、又は布製の甲革に固定したものを含む)の製造

- 2005325006 運動用やスリッパを含むその他の幼児用の履物(ゴム製及びプラスチック製の靴底のものを除く)
- 2005350000 その他の履物(ハウススリッパ及びスリッパソックスを含み、幼児用のゴム製及びプラスチック製の靴底のものを除く)の製造
- 2005400000 靴墨や靴用洗剤の製造

(CPA)

- 15.2 履物
 - 15.20 履物
 - 15.20.1 スポーツ及び保護靴及び整形外科用靴以外の履物
 - 15.20.11 ゴム又はプラスチック製の外底と甲を持った防水性履物(防護用の金属トーキャップを入れた靴以外)
 - 15.20.12 ゴム又はプラスチック製の外底と甲を持った履物(防水性又はスポーツ用以外)
 - 15.20.13 スポーツシューズ、防護用金属トーキャップを入れた靴、その他の特別な履物以外の革製の甲を用いた履物
 - 15.20.14 スポーツシューズ以外の織物素材を甲に用いた履物
 - 15.20.2 スポーツシューズ
 - 15.20.21 テニスシューズ、バスケットボールシューズ、ジムシューズ、トレーニングシューズなど
 - 15.20.29 スノースキーシューズ、スケートブーツを除く他のスポーツシューズ
 - 15.20.3 他に分類されない保護用及びその他の履物
 - 15.20.31 防護用金属トーキャップを入れた履物
 - 15.20.32 他に分類されない木製の履物、その他の特別な履物及びその他の履物
 - 15.20.4 革靴の部分、取り外し可能な中底、ヒールクッション及び類似の製品;ゲートル、レギンス及び類似の製品及びそれらの部分品
 - 15.20.40 革靴の部分、取り外し可能な中底、ヒールクッション及び類似の製品;ゲートル、レギンス及び類似の製品及びそれらの部分品
 - 15.20.9 履物の製造の一部請負事業
 - 15.20.99 履物の製造の一部請負事業

論点3 生産物分類における製造品、賃加工の扱いについて

製造品

- 工業統計調査における「製造品出荷額」には、大きく以下の3つが含まれる。
 - ① 自社製造品の販売
 - ② 自己所有の原材料及び商品を他企業の国内事業所に無償支給して製造させた製品を自己のブランドで販売(例:ファブレス) (注)
(注) この事業自体はJ S I CのE製造業の事業活動ではない。
 - ③ 他社からの委託により、自己所有又は委託元企業から有償で支給された原材料及び商品に加工処理を行い納品(例:OEM、ODM)
- 近年、②又は③の形態による委託・受託製造品が増加しており、ODM等では製造・加工のみならず、製品の企画、設計、修理、コンサルなど製造以外のサービスも含めて提供されている。一方で、自社製造品でも委託・受託製造品でも、財としての用途・基本的な性質は同じとも言える。
- 生産物分類において、これらの①～③の製造形態の違いを区分して設定すべきか。
なお、NAPCS、CPA、CPCではこのような区分は行われていない。また、このような区分は統計調査における調査項目として把握すべきではないかとの考え方もある。

<想定される変更案>



賃加工

- 工業統計調査の商品分類に基づく賃加工は、概ねJSIC4桁ベースで設定されており、その分類数は555であるが、収入額や産出事業所数が極めて少ないものがある。
また、賃加工には、加工処理など製造工程の一部を請け負うものと、完成品までの製造を一貫して請け負うものがある。
このような状況を踏まえ、賃加工の見直しを検討する必要があるが、その際、どのような考え方により見直しを行うべきか。

(具体的な論点)

- ア 生産物分類で設定する賃加工として、適当な分類数はどの程度か。
※ 現状はJSIC細分類ベース(555)で設定されているが、これを小分類ベース(177)又は中分類ベース(24)に縮小すべきか。

イ 賃加工として設定するものは、①塗装、表面処理、めっきなど製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うもの（注）と、②完成品及び同製品の部分品・附属品の製造を請け負うサービスを設定することとしてはどうか。

また、「賃加工」という名称の見直しを検討する必要があるか。例えば「〇〇加工サービス」や「〇〇製品の製造請負サービス」などの名称に変更するのはどうか。

（注）例：染色・整理、裁断、製本、印刷物加工、塗装、研磨、表面処理、切断、めっき、改造・修理（工業統計調査の商品分類では約 40 品目程度）

<想定される変更案> 例：中分類 24 金属製品製造業

（現行）		（変更案）
製缶板金製品（ドラム缶等）	----->	（製造品として設定）
製缶板金製品（賃加工）	——>	製缶板金製品の製造請負サービス（完成品の製造請負）
金属製品塗装（賃加工）	——>	金属製品塗装サービス（製造工程の一部請負）

ウ 事業所数または出荷額等を基準として、一定以上のものを設定すべきか。

エ 加工統計の推計や政策立案等に利用されているため引き続き設定すべきものはあるか。